

# マイナポイント付与対象のマイナンバーカード申請期限が12月末まで延長になりました。

各支所へマイナンバーカードの新規申請・マイナポイントの手続き支援に出張します。

取扱業務＝「マイナンバーカード」の申請・「マイナポイント」の申し込み

日程＝各日10時～16時

- ・11月7日(月)～11日(金) 昭和支所
- ・11月14日(月)～18日(金) 矢田支所
- ・11月21日(月)・22日(火)・24日(木)・25日(金)・28日(月)～12月2日(金) 片桐支所
- ・12月5日(月)～9日(金) 平和支所
- ・12月12日(月)～14日(水) 治道支所

## ■マイナンバーカードの申請【必要なもの】

通知カード(お持ちの人のみ、回収します)・住民基本台帳カード(以前申請し持っている人のみ、回収します)・写真※1・本人確認書類※2(必ず本人が来庁してください。それ以外の場合は事前にお問い合わせください。なお、15歳未満の人や成年被後見人はその法定代理人の同行と本人確認書類も必要です。)

※1 写真は、縦4.5cm×横3.5cm、申請前6カ月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの。(当日無料撮影します。)

※2 本人確認書類は、運転免許証・パスポート・在留カードなど顔写真付の公的な身分証明書のうち1点。これらをお持ちでない人は、健康保険証・年金手帳・医療受給者証等のうち2点になります。以上のものをお持ちでない場合は、事前にお問い合わせください。

## ■マイナポイントの予約、申し込みの支援【必要なもの】

マイナンバーカード、現在設定済みの暗証番号(利用者用電子証明書)、本人名義の口座番号のわかるもの(公金受取口座の登録をする場合)、マイナポイントを申し込む決済サービスの決済手段(例:ICカード、専用アプリ等)

※決済サービスID及びセキュリティコードの内容、事前登録の必要性の有無をご確認のうえご来庁ください。決済サービスによっては窓口で申し込みができない場合があります。詳しくはマイナポイントホームページ(<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>)をご参照ください。

問合せ＝市民課(☎85-4581)(土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分)

※マイナポイントについての問い合わせ(マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178)。

※当日の窓口混雑状況により電話が繋がりにくい場合がありますので、問い合わせはなるべく平日にお願いします。

## 11/12(土)～25(金)は『女性に対する暴力をなくす運動』実施期間です ～11/25は「女性に対する暴力撤廃国際日」～

「夫(彼)の機嫌がいつも気になる」「怒らせないようにいつも気をつけている」などはDVやデートDVかもしれません。DV(ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪、セクシャルハラスメント、ストーカーなどは、人権侵害であり女性が被害者になることが多い暴力です。これらは男らしさ女らしさと言われるジェンダー意識にとらわれ女性を下に見る考えから起こります。親密な関係の人から受ける暴力は外から見えにくく、当事者でさえ自分に原因があると思いついて入っていることがよくあります。

また、家庭の中の暴力を子どもが見てしまう、感じさせることは児童虐待で、子どもの成長に長期にわたり影響を及ぼします。

夫(彼)がなんとなく怖いと思うことがあれば右記へご相談ください。話すことで心が軽くなり気持ちの整理ができるかもしれません。

【ひとりで頑張らないで】＝女性が抱える様々な悩みについて女性相談専用電話を開設しています。

- DV・女性相談  
(☎52-6240、土・日曜と祝日を除く、8時30分～17時15分)

【内閣府の相談窓口】＝

- DV相談ナビ: 全国共通の短縮ダイヤル #8008(はれれば)
- DV相談+: (☎0120-279-889)  
・メール24時間受付 ・チャット相談12時～22時
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター  
全国共通短縮ダイヤル #8891(はやくワンストップ)
- 性暴力に関するSNS相談『Cure time(キュアタイム)』  
相談受付＝毎日17時～21時

【『女性に対する暴力をなくす運動』における啓発活動  
～天守台の「パープル・ライトアップ」～】

日時＝11月12日(土)～25日(金) 場所＝郡山城天守台

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(相談無料・秘密厳守)

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシャルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権に関わる問題全般について、人権擁護委員及び法務局職員が相談に応じます。

日時＝11月18日(金)～24日(木)8時30分～19時、19日(土)・20日(日)・23日(水・祝)10時～17時

対象＝県内在住の女性 電話番号＝☎0570-070-810(最寄りの法務局に繋がります。IP電話使用不可。)

問合せ＝奈良地方法務局 人権擁護課(☎0742-23-5457)

(人権施策推進課)